

新潟市障がい者共同生活援助・共同生活介護事業補助基準

H21.4.1 改正

- 1 新潟市障がい者共同生活援助・共同生活介護事業の補助対象となるグループホーム・ケアホームは、市内に所在を有し、次の各号の一に該当しなければならない。
 - (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス（ただし、共同生活援助又は共同生活介護に限る。）の指定を受けた又は指定を受けるもの。
 - (2) その他、市長が必要と認めたもの。
- 2 補助対象経費及び補助基準額は別表のとおりとする。
- 3 交付額の算定は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し、いずれか低い方とする。

別表（平成21年度）

項目	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 事務費 (※) 第1項第2号に該当する場合のみ補助対象とする。	事業に必要な報酬，給料，職員手当等，社会保険料，旅費，需要費（消耗品費），役務費（通信運搬費），委託料	{「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表の第16の1のイ 共同生活援助サービス費（I）の単位数+同表の第16の1の3の夜間防災体制加算のイの単位数}×365日×0.75（定員に対し，一回あたりの利用率・過去5年間平均値）×4人×10円（千円未満切捨て）	10/10
2 土地建物賃借料	事業に必要な土地・建物の賃借料	月額 (10,000円+介護人が同居するために必要とする賃借料の実費)	10/10
3 初年度備品整備費	設置初年度の備品整備等に係る経費	500,000円	10/10